

令和5年10月3日 佐藤

～ さらに便利な区民サービスへ！ 定額小為替を用意せずに手続きが可能に！ ～

## 戸籍証明等の郵送請求における手数料 支払がクレジットカード決済に対応

区は、住民票や戸籍証明などの郵送請求における手数料の支払いに、クレジットカードでの決済に対応し、昨日10月2日（月）より運用を開始しました。郵送請求の手数料支払いにおけるキャッシュレス決済対応は、先進的な取り組みであるといえます。

本事業の開始にあたっては、事業効果の検証のため、昨年10月から12月にかけて、郵送請求を数多く取り扱う土業団体や法人の協力により、実証実験を行ってきました。

これまで、郵送請求の際は、定額小為替や現金書留による郵送でのみ手続きを行ってきました。利用にあたっては、事前に利用者情報等の登録を済ませる必要はありますが、今回のキャッシュレス決済の導入は、利用者にとって利便性が大きく向上することにつながります。請求者にとっては定額小為替を購入する手間や購入手数料の負担がなくなるなどの効果が考えられるとともに、区にとっては、小為替の管理や請求者との電話連絡などの負担が減少できるメリットもあります。

担当者は、「キャッシュレスサービスの利用により、請求から交付までに要する手続きが効率化され、従前の方法よりも円滑に証明書をお届けすることができるようになりましたので、ぜひご活用ください。」と話しました。

### 《概要》

開始日：令和5年10月2日（月）

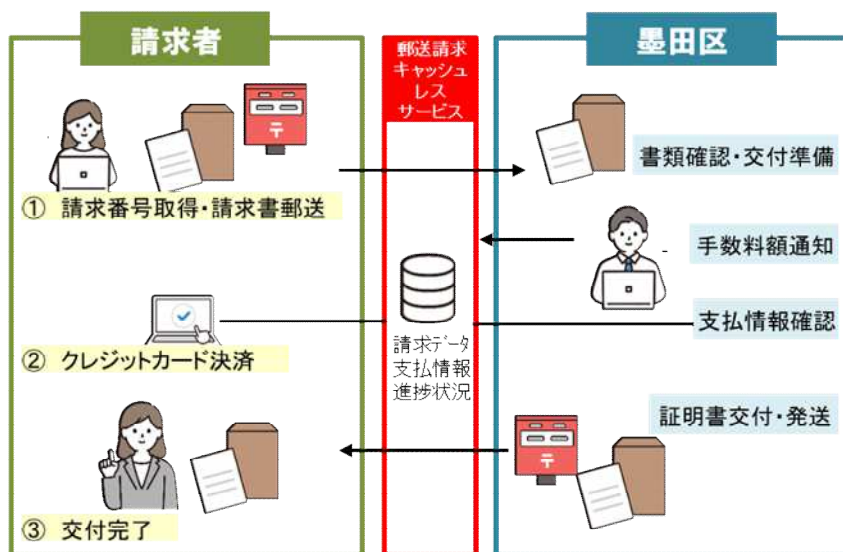
利用方法：郵送請求キャッシュレスサービスの専用ホームページで事前登録の上、利用

専用HP：<https://cashless.publicserviceplatform.com>

申請に必要な書類はこれまで通り郵送が必要

詳細（区HP）：[https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/todokede\\_syoumei/ta301000202309281016.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/todokede_syoumei/ta301000202309281016.html)

### 《その他》制度イメージ



《問合せ》 区民部窓口課 03-5608-6100

お問い合わせは午後5時までにご利用いただけます。（広報広聴担当 03-5608-6220）